

## **第4章 安心安全都市をめざして**

### **第1節 市民の安心**

### **第2節 市民の安全**



第4章 安心安全都市をめざして

第1節 市民の安心

1. 相談

■現況と課題■

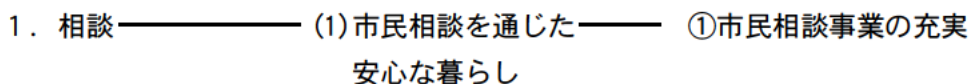
少子高齢社会、高度情報化社会の進行などの近年の急激な生活環境の変化、また、核家族化の進行により、人間関係などの様々なトラブルが発生しています。このような社会の中で市民が安心して暮らすためには、個人では対応が難しく、問題解決のための専門的な知識や情報を得る必要がある場合も増えています。

こうしたことから専門家による相談を気軽に受けられるような市民相談の充実を図っていく必要があります。

■基本方針■

各種専門相談を通じて市民が安心して暮らせるよう、相談事業の充実に努めます。

■施策の体系■



■施策及び施策内容■

(1) 市民相談を通じた安心な暮らし

施策内容	
①市民相談事業の充実	○市民生活を送る上で生じる様々な問題の解決を図るため、弁護士・税理士などの有資格者による専門相談を実施します。

■主な事業

市民相談事業

## 第4章 安心安全都市をめざして

### ●市民相談状況

(単位：件)

	取 扱 件 数				
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総 数	1,113	1,183	1,103	1,111	1,160
行政相談	15	14	8	3	15
法律相談	870	925	836	803	850
交通事故相談	52	46	54	73	57
登記・測量相談	38	53	63	78	75
税務相談	67	89	83	94	97
宅地建物相談	30	21	22	26	23
行政書士相談	41	35	37	34	43

資料：生活安全課



## 2. 消費生活

### ■現況と課題■

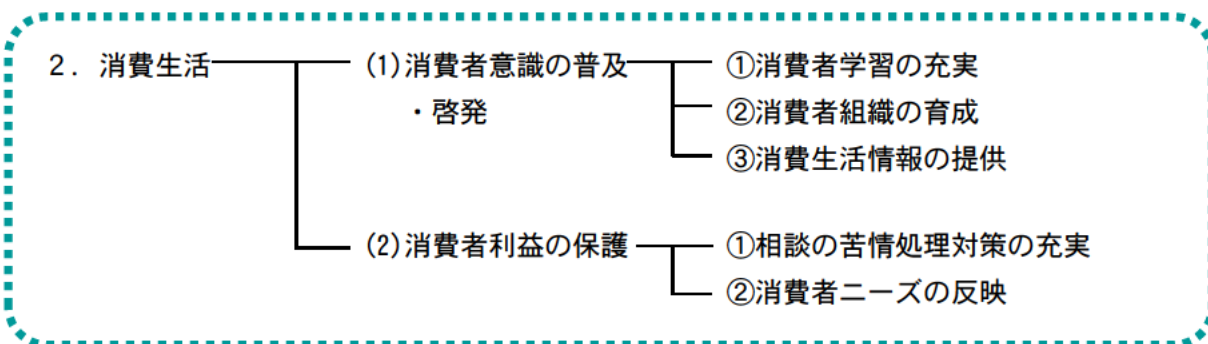
消費者を取り巻く環境は、経済・社会の高度情報化、グローバル化\*、規制緩和等により大きく変化し、一方では、消費者の意識も個性化・多様化しており、これらにより発生する消費者問題も一層複雑化・多様化しています。消費生活の安定と向上を図るためには、消費者教育や情報提供、消費者組織の育成などにより、市民自らが正しい知識と的確な判断力を身につけることが重要です。

また、行政においても、関係機関との連携を強化し、相談・苦情処理体制を充実するなど、消費者の安全と利益を守っていく必要があります。

### ■基本方針■

市民の消費生活の安全と安定を図るため、消費者意識の啓発を推進するとともに、消費者の安全確保と利益の保護に努めます。

### ■施策の体系■



### ■施策及び施策内容■

#### (1) 消費者意識の普及・啓発

施策内容	
①消費者学習の充実	○消費者教室や講座等を開催し、消費者の学習の機会を提供することにより、基本的な知識の習得や問題意識の高揚を図ります。
②消費者組織の育成	○自主的な消費者活動を進めるグループの育成を図るとともに、活動を支援します。
③消費生活情報の提供	○消費者問題に関する資料の展示や情報の提供に努めます。 ○生活用品の再使用に関する情報提供の拡充に努めます。

\*グローバル化=地球規模、世界規模に広がること

## 第4章 安心安全都市をめざして

### 【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
消費生活情報の提供が適切に行われていると感じている市民の割合	23.9 %	50 %

### (2) 消費者利益の保護

施 策 内 容	
①相談の苦情処理対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○複雑化・多様化する消費者トラブルの相談・苦情に対応するため、消費生活相談員の充実に努めます。</li> <li>○問題の早期解決と未然防止を図るため、全国消費生活情報ネットワークシステムを活用し、相談・苦情処理対策の充実に努めます。</li> </ul>
②消費者ニーズの反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者の声を反映し、市民生活に直結した消費者行政を推進します。</li> <li>○消費者を保護するため、国・県の関係機関と連携し、簡易商品テストを実施します。</li> </ul>

#### ■主な事業

消費者教室開催事業 / 消費生活相談事業 / 消費生活情報提供等事業

### ●消費生活苦情相談件数

(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総 数	1,188	1,167	1,055	1,169	1,179
食料品	48	29	47	81	56
住居品	38	34	40	46	53
光熱水品	22	11	7	10	11
被服品	42	26	29	43	45
保健衛生品	26	23	19	26	35
教養娯楽品	85	80	83	96	98
車両・乗り物	27	11	27	21	19
土地・建物等	56	42	36	37	41
その他の商品	15	24	49	55	67
商品関連役務	150	153	129	141	135
役 務	587	648	507	557	555
その他の相談	92	86	82	56	64

資料：消費生活センター



## 第2節 市民の安全

## 1. 防災

## ■現況と課題■

本市では、東日本大震災などの大規模災害や、近年多発する集中豪雨などによる浸水被害の教訓を踏まえ、市民の生命・財産を守るため、各種の災害対策に取り組んでいます。

「自分の命は、自分で守る」、そして助け合いの輪を広げ、「自分たちのまちは、自分たちで守る」ために、市民の防災意識の普及・啓発、地域の自主的な防災組織の育成など、地域住民と市が一体となって災害予防体制を確立していくことが必要になっています。

また、災害発生時には食糧など物資の確保をはじめ、復旧体制、医療救護など関係団体と自治体との応援体制の強化など、災害応急対策の一層の充実を図っていくことも必要です。

災害の危険性をできるだけ少なくするためには、河川の改修及び市街地から河川に至るまでの雨水排水施設の整備・改修、がけ崩れ防止などの風水害対策や、道路、公園、緑地などオープンスペース<sup>\*</sup>の確保を推進し、災害に強い都市構造を形成するとともに、総合的な雨水対策として、地下水の低下、地盤沈下、都市の砂漠化、下流域への流出量の増加による浸水被害等を未然に防止するため、雨水流出抑制施設、雨水浸透施設等の設置など、計画的な雨水対策を推進していくことが求められています。

今後は大規模自然災害等の様々な危機を直視したうえで、将来も見据えながらこれを回避するため、従来の「防災」の範囲を超えた総合的な対応を行っていく必要があります。

## ■基本方針■

地震や集中豪雨等による災害に備え、市民の防災意識の普及・啓発と自主防災体制の強化等に努めながら、情報連絡体制の強化等、災害予防から応急・復旧までの総合的な防災体制の確立を図ります。

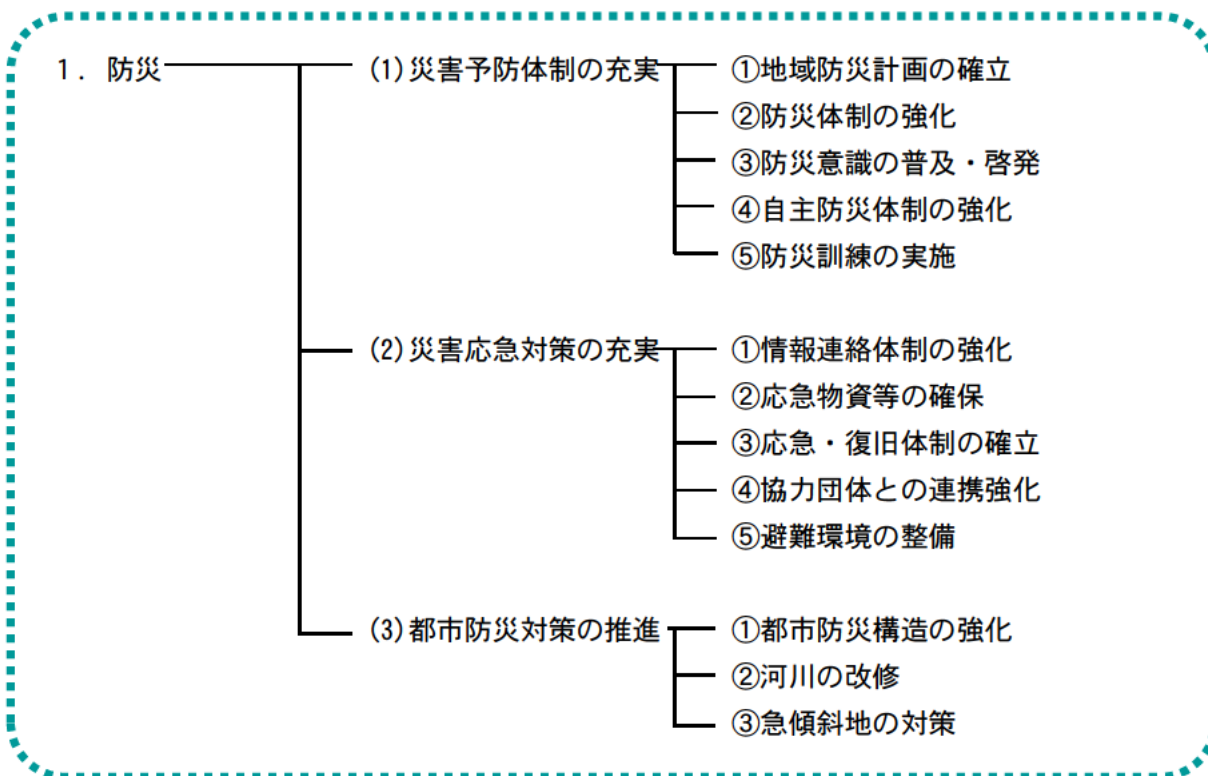
また、開発事業等による宅地開発区域の雨水流出抑制施設の設置、雨水浸透樹<sup>\*\*</sup>等の設置及び、一般住宅についても浸透樹等の設置を要請するなど、計画的・総合的な雨水対策を推進していきます。

<sup>\*</sup>オープンスペース＝都市や敷地内で、建物の建っていない土地

<sup>\*\*</sup>雨水浸透樹＝雨水流出量の抑制、地下水の涵養による地盤沈下の防止等を目的とし、住宅地などに降った雨水を地面へと浸透させることのできる樹

## 第4章 安心安全都市をめざして

### ■施策の体系■



### ■施策及び施策内容■

#### (1) 災害予防体制の充実

施策内容	
①地域防災計画の確立	○災害に強いまちづくりを推進するため、計画の内容を見直し、充実を図ることにより、総合的かつ計画的な地域防災計画の確立に努めます。
②防災体制の強化	○災害発生時に迅速かつ的確な対応を図るため、市職員へ研修や訓練を実施し、災害対応業務の確立に努めます。
③防災意識の普及・啓発	○災害時に役立つ知識や行動力を身につけるため、防災フェアや防災講話を実施するとともに、広報やホームページへの掲載、マップ等印刷物を通じて、市民の防災意識の普及・啓発に努めます。
④自主防災体制の強化	○「自分たちのまちは、自分たちで守る」ことを基本に、町会・自治会等による自主防災組織結成の促進及び育成を推進するとともに、自主的な防災活動の支援に努めます。
⑤防災訓練の実施	○防災関係機関相互の連携強化を図り、また地域住民が災害時に適切な行動ができるよう、市民参加型の防災訓練を実施します。



## 第4章 安心安全都市をめざして

### 【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
災害時の避難場所を知っている市民の割合	77.9 %	80 %
自主防災組織力パー率	57 %	62 %

### （2）災害応急対策の充実

施 策 内 容	
①情報連絡体制の強化	○迅速かつ的確に情報を収集・伝達するため、防災行政用無線固定系及び移動系の整備を図り、情報連絡体制を強化します。
②応急物資等の確保	○非常用食糧等の備蓄、防災資機材等の維持管理をするとともに、関係団体、企業等と医薬品、生活必需品などの応急物資を確保するため、災害時協力体制の整備を図り、優先的な供給体制の確立に努めます。
③応急・復旧体制の確立	○関係機関・団体や民間事業所との連携のもと、被災者の救助や電気、ガス、上下水道、通信、交通といった生活関連施設など、被災箇所の応急・復旧体制の確立に努める。
④協力団体との連携強化	○防災関係機関・団体や民間事業所に対し、災害時における医療救護活動や復旧活動等の応援協力要請が迅速に行えるよう、災害時協力協定を強化し充実させます。
⑤避難環境の整備	○避難所における良好な生活環境を確保し、避難生活に対する支援を実施するため、避難所の運営体制を整備します。また、円滑に避難場所に誘導するため、避難場所案内標識等の整備に努めます。



## 第4章 安心安全都市をめざして

### (3) 都市防災対策の推進

施策内容	
①都市防災構造の強化	<p>○主要な道路・橋梁やライフライン<sup>*</sup>、防災拠点施設等の耐震性の強化を図るとともに、一時避難場所や延焼防止等の機能を担う公園・緑地など防災空間の整備に努めます。</p> <p>○集中豪雨等による災害の危険性を少なくするため、雨水排水施設の整備・改修に努めます。</p> <p>○雨水の急激な流出による浸水被害、地下水位の低下などを防止するため、貯留施設や浸透施設の設置を推進します。</p>
②河川の改修	<p>○河川の氾濫による災害を防止していくために、一級河川の印旛放水路（新川・花見川）・石神川・神崎川の改修を国・県に要請します。</p> <p>○勝田川の溢水対策として、千葉市・佐倉市・四街道市・八千代市の4市で設立した勝田川改修協議会により河川改修を行います。</p> <p>○準用河川（高野川）について、改修を進めます。</p>
③急傾斜地の対策	<p>○がけ崩れや地滑りの恐れがある区域の把握に努めるとともに、危険度の高い急傾斜地に対して崩壊危険区域の指定を行い、急傾斜地崩壊対策に努めます。</p>

#### 【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
急傾斜地崩壊対策整備延長	5,627 m	5,807 m

#### ■主な事業

防災行政用無線（固定系）デジタル化再整備事業 / 災害用物資備蓄事業  
 地域排水整備事業 / 高野川上流排水整備事業 / 準用河川高野川改修事業  
 勝田川改修事業 / 急傾斜地崩壊対策事業

<sup>\*</sup>ライフライン＝電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必要の諸設備

## 第4章 安心安全都市をめざして

### ●災害時の避難場所（指定緊急避難場所）

避難場所	所在地	備考
大和田小学校	萱田町628	○
睦小学校	桑納176	○
阿蘇小学校	米本2586	○
村上小学校	村上1113-1	○
八千代台小学校	八千代台西1-8	○
八千代台東小学校	八千代台東2-5-1	○
旧八千代台東第二小学校	八千代台東6-26-1	○
八千代台西小学校	八千代台西7-23-1	○
勝田台小学校	勝田台2-14	○
勝田台南小学校	勝田台5-9	○
米本小学校	米本1386-6	○
米本南小学校	米本2301	○
西高津小学校	高津832-38	○
大和田南小学校	大和田628	○
南高津小学校	高津421-3	○
大和田西小学校	大和田新田409-3	○
村上北小学校	村上1113-1	○
新木戸小学校	緑が丘2-4	○
萱田小学校	ゆりのき台6-20	○
萱田南小学校	ゆりのき台3-7-3	○
みどりが丘小学校	吉橋2357	○
八千代中学校	八千代台北14-9-1	○
睦中学校	島田台756	○
大和田中学校	萱田町645	○
八千代台西中学校	八千代台西7-23-3	○
東高津中学校	高津1092	○
村上中学校	村上1643-55	○
萱田中学校	ゆりのき台7-8-1	○
少年自然の家	保品1060-2	
京成バラ園	大和田新田755	
秀明大学	大学町1-1	
八千代台西市民の森	八千代台西9-138他	
八千代台南市民の森	八千代台南3-37-1他	
八千代台第1公園	八千代台北3-9-1	
勝田台中央公園	勝田台3-31	
八千代総合運動公園	萱田町253他	◎
日本アイ・ピー・エム八千代台グラウンド	八千代台北11-2	◎
高津中学校・高津小学校 一帯の地域	高津738-6他（高津団地内）	◎◎
勝田台中学校	勝田台3-1	◎◎
村上東中学校、村上東小学校、緑地公園、中 央公園一帯の地域	村上1113-1（村上団地内）	◎◎
八千代高等学校	勝田台南1-1-1	◎
陸上自衛隊習志野演習場	高津地内	◎

※◎は広域避難場所、○には災害用井戸・防災倉庫を設置

資料：総合防災課

## 第4章 安心安全都市をめざして

### 2. 消防

#### ■現況と課題■

本市の火災発生件数は、全体として減少傾向にあるものの、依然として平成22年から平成26年までの過去5年間で平均49.2件となっています。出火の主な原因は、放火または不注意などとなっており、これらの火災を未然に防ぐため、市民の防火意識の普及・啓発や予防活動の一層の推進を図っていく必要があります。また、いつ起こるともわからない大規模災害への備えなどの時代背景に対応した常備消防の充実とこれを補完する消防団の活性化を通じて、消防体制の充実・強化を図っていく必要があります。さらに急務となっている老朽化した消防署の整備や北西部における市街地の拡大に対応した整備が必要となっています。

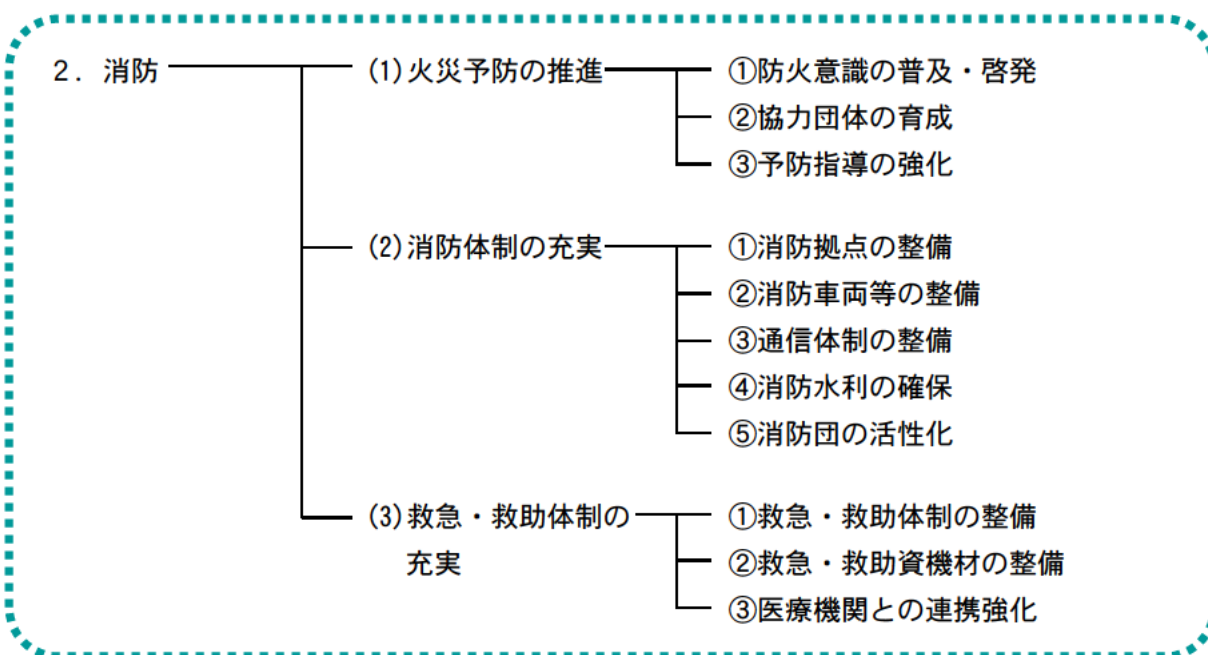
救急・救助体制において、救急出動は、平成22年と比較して平成26年は1,051件増の8,652件、また救助出動は19件増の91件となっています。ますます複雑化・多様化している交通事故や火災などの災害に対応するため、救急・救助に従事する職員の専門的教育の充実強化や資機材の整備を継続的に進め、人命最優先の市民サービスを提供していくとともに、救急現場に居合わせた市民による応急手当の普及・啓発に努めていく必要があります。

#### ■基本方針■

火災などの災害から市民の生命や財産を守るため、消防体制の充実を図るとともに、災害予防活動を推進し、防火意識の普及・啓発に努めます。

また、老朽化している消防署の整備を進めるとともに、救急・救助需要に対応した救急車両等の装備の高度化をはじめ、救急・救助隊員の知識・技術の向上、救急救命士の養成を含めた、救急業務メディカルコントロール\*体制の充実を図ります。

#### ■施策の体系■



\*救急業務メディカルコントロール＝救急現場から医療機関への搬送される間において、救急救命士等に医療行為が委ねられる場合、医師が指示または指導・助言ならびに検証してそれらの行為に対する質を保証すること



## ■施策及び施策内容■

### (1) 火災予防の推進

施策内容	
①防火意識の普及・啓発	○火災原因を教訓に、火災を未然に防ぐため、訓練指導などのあらゆる広報機会を通じて、市民や事業所に対して、火災予防に関する知識・技能の普及・啓発、情報提供に努めます。
②協力団体の育成	○事業所が参画する八千代市防災協会の運営する事業や、幼児期から火の怖さを学び、火災予防を目的として結成された幼年消防クラブの指導・育成に努めます。
③予防指導の強化	○建物等の計画段階からの防火構造の規制や、消防用設備等の設置指導を積極的に推進するとともに、完成した施設に対する立入検査の実施など、防火管理体制の強化や消防用設備等の維持管理などソフト・ハードの両面での予防指導の強化に努めます。

#### 【指標】

区 分	現 況 値	目標値 (平成 32 年末)
火災の出火率	2.4 件/万人	2.1 件/万人

### (2) 消防体制の充実

施策内容	
①消防拠点の整備	○庁舎の老朽化及びバイパスの一部変更開通に伴い緊急時の出動に支障をきたしている東消防署を移転し、東部地区の消防拠点として、消防署の基準を満たす消防車両を配置できる庁舎を整備します。 また、併せて必要な訓練施設を整備します。
②消防車両等の整備	○複雑化・多様化する災害に対応するため、消防車両等の管理、更新及び増強を行い、消防力の維持、強化に努めます。
③通信体制の整備	○消防指令業務共同運用に係る整備を推進します。
④消防水利の確保	○大規模地震等における延焼火災に対応するため、消防水利整備要領及び防火水槽整備計画に基づき、耐震性防火水槽(40 m <sup>3</sup> 級・100 m <sup>3</sup> 級)を整備します。
⑤消防団の活性化	○消防団の施設・装備の整備・団員の教育訓練の充実及び処遇の改善を図るとともに、青年・女性層の消防団活動への参加を促進することにより消防団の組織の充実強化を図ります。

## 第4章 安心安全都市をめざして

### 【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
女性消防団員数	26 人	30 人
防火水槽数（公設）	429 基	439 基

### （3）救急・救助体制の充実

施 策 内 容	
①救急・救助体制の整備	<p>○救急・救助隊員の適切な応急処置及び救助技術を向上させ、複雑化・多様化する各種災害への対応を図るとともに、市民への応急手当の普及啓発を推進、医療機関との救急業務メディカルコントロール体制の充実を図ります。</p> <p>○年々増大する救急需要と救急医療の高度化に対応するため、また、救急体制の強化及び消防力の整備指針の見直しにより、高規格救急自動車の台数の増車、今後予定している救急救命士の退職を踏まえ、より高い救命技術を習得した救急救命士の増員を図ります。</p>
②救急・救助資機材の整備	<p>○救急・救助需用の増大や多様化に対応するため、<u>高度救急資機材*</u>及び<u>都市型救助資機材*</u>の整備を図ります。</p>
③医療機関との連携強化	<p>○東京女子医科大学附属八千代医療センターをはじめ、市内外の医療機関との連携を強化し、救急活動の迅速化に努めます。</p>

### 【指標】

区 分	現 況 値	目標値（平成 32 年度末）
応急手当普及率（普通救命講習）	7.66 %	9.46 %
救急救命士数	33 人	42 人

#### ■主な事業

東消防署移転・建設整備事業 / 消防車両等整備事業

消防指令業務共同運用整備事業 / 消防水利整備事業

\*高度救急資機材＝救急業務の高度化に伴い、救命に関わる処置に対応するための救急用資機材

\*都市型救助資機材＝災害における救助活動をより安全・省力的かつ迅速に実施するための救助用資機材



## 第4章 安心安全都市をめざして

### ●火災の状況

各年12月31日現在

	火災件数					罹災	罹災	建物焼失面積	死者	負傷者	損害見積額
	総数	建物	車両	林野	その他	世帯数	者数				
平成22年	41	19	6	-	16	11	25	床：255 表：4	1	4	54,357
23	55	26	4	-	25	35	87	床：522 表：8	1	5	60,061
24	43	18	3	-	22	31	71	床：489 表：1	0	3	51,946
25	61	32	3	-	26	33	78	床：465 表：66	2	10	54,815
26	46	25	0	-	21	20	40	床：172 表：20	4	4	39,043

資料：消防本部

### ●時間別火災発生件数

各年12月31日現在（単位：件）

	総数	0時	2時	4時	6時	8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	不明
		～2時	～4時	～6時	～8時	～10時	～12時	～14時	～16時	～18時	～20時	～22時	～24時	
平成22年	41	2	2	3	0	5	3	3	5	4	4	6	3	1
23	55	4	3	3	0	1	6	10	10	8	1	2	5	2
24	43	4	0	0	2	2	7	2	5	8	6	3	1	3
25	61	4	1	0	1	6	4	7	12	9	4	8	2	3
26	46	2	3	1	2	2	11	4	7	5	5	1	2	1

資料：消防本部

### ●救急出場件数

各年12月31日現在（単位：件）

	総数	交通	急病	一般負傷	労働災害	加害	運動競技	自損行為	水難	火災	自然災害	その他
平成22年	7,601	668	4,550	1,004	70	85	46	134	2	23	5	1,014
23	7,987	683	4,855	1,050	81	59	43	128	0	32	4	1,052
24	8,243	738	5,001	1,128	69	67	21	80	0	30	2	1,107
25	8,445	717	5,156	1,138	75	71	42	80	2	39	1	1,124
26	8,652	703	5,280	1,179	66	51	46	96	2	29	0	1,200

資料：消防本部

## 第4章 安心安全都市をめざして

### 3. 防犯

#### ■現況と課題■

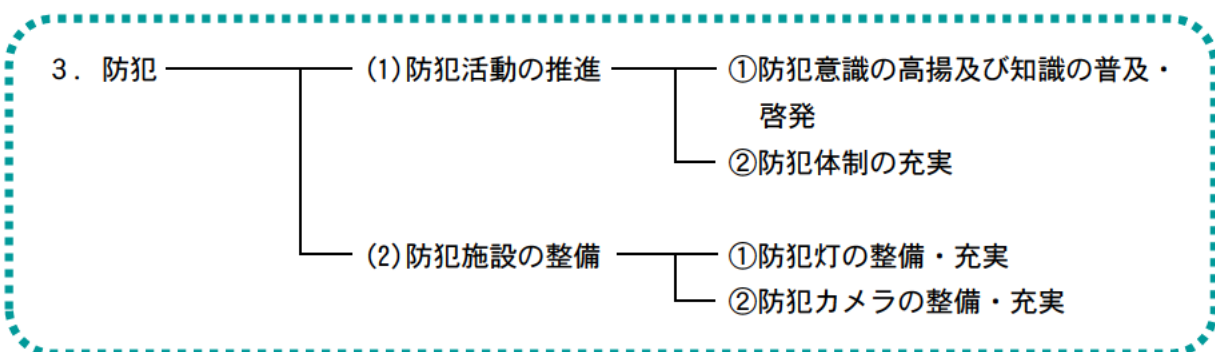
本市における刑法犯認知件数は、減少傾向にあります。依然として、ひったくりや自動車の盗難、また、高齢者を狙った特殊詐欺等の犯罪が発生しており、その手口の多様化や巧妙化が進んでいます。

犯罪のない、だれもが安心して暮らせるまちを実現するためには、市民自らが安全意識を持ち続けるのはもちろんのこと、日頃から市民と行政が一体となって積極的な防犯活動を推進していく必要があります。

#### ■基本方針■

全ての市民が犯罪から守られるよう、防犯施設の整備を図るとともに、地域住民や各種住民団体、事業者、行政、警察その他の関係機関がお互いに連携をとり合い、一体となって地域の安全活動に取り組んでいけるような良好な地域コミュニティの育成に努め、安心で安全なまちづくりを推進します。

#### ■施策の体系■



#### ■施策及び施策内容■

##### (1) 防犯活動の推進

施策内容	
① 防犯意識の高揚及び知識の普及・啓発	○犯罪の防止、青少年の非行防止などの広報活動を活発に展開し、防犯意識の高揚及び知識の普及・啓発に努めます。
② 防犯体制の充実	○市民、警察、防犯関係団体（防犯組合連合会等）との連携を深め、地域防犯体制の整備・充実に努めます。

## 第4章 安心安全都市をめざして

### (2) 防犯施設の整備

施策内容	
①防犯灯の整備・充実	○夜間の犯罪の防止や通行の安全を図るため、防犯灯未整備地域や自治会からの要望により防犯灯の整備を進めます。
②防犯カメラの整備・充実	○犯罪の防止等を図るため、犯罪が多く発生、かつ、犯罪防止効果の高い場所について、防犯カメラの整備を進めます。

#### 【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
防犯カメラ設置維持管理数	20台	70台

#### ■主な事業

防犯灯設置事業 / 防犯カメラ設置事業 / 自主防犯組織支援事業

#### ●刑法犯の認知件数

(単位：件)

	総数	凶悪犯				粗暴犯			
		殺人	強盗	放火	強姦	暴行	傷害	脅迫	恐喝
平成22年	3,054	1	1	0	3	27	48	2	5
23	2,777	0	4	3	1	16	55	2	6
24	2,810	1	5	2	3	47	56	4	3
25	2,615	1	7	0	3	34	58	1	7
26	1,971	2	8	2	4	41	46	8	3

	窃盗犯								知能犯		風俗犯	その他
	侵入盗			乗り物盗			その他		詐欺	横領	わいせつ	
	空き巣	出店荒らし	その他侵入盗	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上狙い	ひったくり				
平成22年	129	68	42	102	194	838	168	85	55	2	8	1,276
23	94	19	43	122	115	850	145	60	83	2	18	1,139
24	57	23	35	76	126	837	166	45	61	0	13	1,250
25	103	13	43	94	104	766	123	30	49	1	11	1,167
26	34	10	21	35	173	609	88	8	59	0	9	811

資料：千葉県警察本部

## 第4章 安心安全都市をめざして

### 4. 交通安全

#### ■現況と課題■

自動車交通量の増加に伴う幹線道路の渋滞や信号機の回避などから迂回車両の住宅地への流入による交通事故の危険性が増しています。

また、都市開発による人口の増加、高齢化の進行、健康志向の拡大や環境問題といった社会情勢変化に伴って、高齢者の運転する車、高齢者を含む歩行者、そして自転車利用者の増加などにより、交通事故の危険性が多様化し、増大しています。

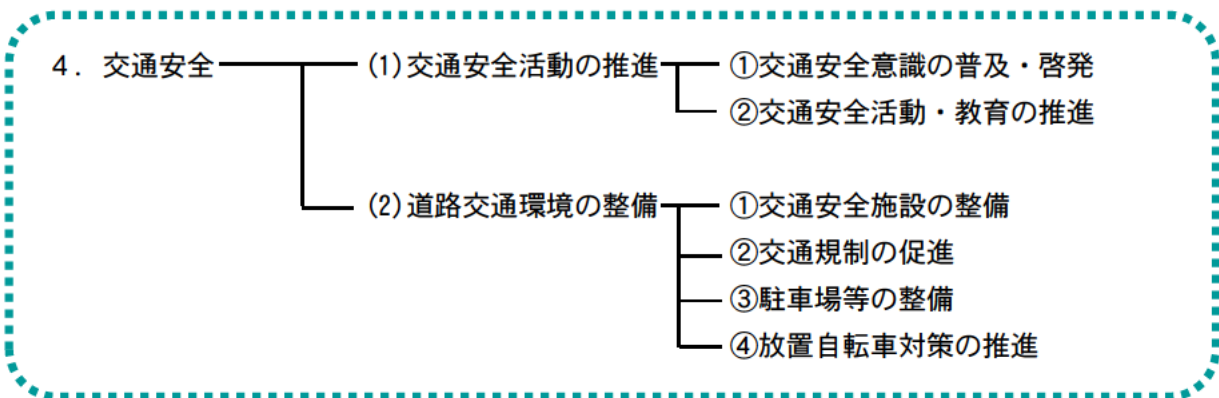
このため、市民一人ひとりの交通安全に対する意識の普及・啓発を図ることが必要となっています。

なお、駅周辺の放置自転車は、都市の美観を損ね、歩行者の通行や緊急車両等の通行に支障を来すだけでなく、交通事故を引き起こす要因にもなります。このため、放置自転車の状況や自転車駐車場の利用状況を踏まえ、放置自転車対策及び自転車駐車場の整備や老朽化した危険箇所を順次改修をしていく必要があります。

#### ■基本方針■

交通事故のない安全な生活を確保するため、交通安全思想の普及を行い、警察署及び関係機関と連携し交通安全啓発活動を推進します。また、放置自転車対策として、自転車利用者に対し指導を行うとともに自転車駐車場の整備及び改修を行います。

#### ■施策の体系■



## 第4章 安心安全都市をめざして

### ■施策及び施策内容■

#### (1) 交通安全活動の推進

施策内容	
①交通安全意識の普及・啓発	○交通安全に関する団体の支援などを通し、交通安全に対する意識の普及・啓発に努めます。
②交通安全活動・教育の推進	○警察署及び関係機関と連携し、各種の交通安全活動や幼児から高齢者までの交通安全教育を推進します。

#### 【指標】

区分	現況値	目標値（平成32年度末）
交通安全教室	19,792人	20,000人

#### (2) 道路交通環境の整備

施策内容	
①交通安全施設の整備	○交通事故の防止と交通の安全・円滑化を図るため、交通安全施設の整備を進めます。
②交通規制の促進	○危険箇所における交通規制を警察署・公安委員会へ要請します。
③駐車場等の整備	○開発行為等に際して、駐車場の設置を指導します。 ○各駅周辺の自転車駐車場の利用状況及び放置状況を踏まえ、店舗等の協力も仰ぎ、自転車駐車場の整備を促進します。
④放置自転車対策の推進	○放置禁止区域を設定し、放置自転車の撤去・保管を行うとともに、関係機関と連携を図り、啓発等の放置自転車防止に向けた対策を推進します。

#### ■主な事業

交通安全施設整備事業 / （仮称）自転車通行帯計画策定事業  
放置自転車等対策事業

#### ●交通事故による死傷者数

（単位：件、人）

	事故件数	死者	傷者
平成22年	651	1 (1)	767 (114)
23	552	2 (2)	665 (94)
24	618	6 (2)	718 (110)
25	606	3 (0)	737 (93)
26	533	0 (0)	650 (110)

※（ ）内は、歩行者の死傷者数  
資料：千葉県警察本部